

素案に対する意見概要

資料 1

No.	区分	御意見の要旨		県の考え方及び計画への反映状況等	該当部分
1	想定外への対応	医療提供体制に係るワーキンググループ	新型コロナ対応を念頭に計画を策定しているが、 <u>想定を上回る病原性等を有した新興感染症への備えも必要</u> である。	コロナ対応を念頭に置いた計画策定という国の方針に即しながら、 <u>想定外の事態が起こりうることも十分念頭に置いた上で、健康危機発生時には、その都度適切に情報収集及び現状分析を行い、対応を変更してまいります。</u>	P5 第1の1 感染症施策に係る事前対応型行政の構築
2	医療機関の不安軽減	医療提供体制に係るワーキンググループ	医療機関における未知の感染症に対する不安や警戒感を払拭するため、積極的に事例検討や協議の場を設定していただきたい。	医療機関の不安軽減等を図るため、 <u>県が主体となって、国や感染症指定医療機関から共有された国内外の最新の知見や情報の提供等を行うための協議の場を設けてまいります。（素案を修正）</u>	P17 第4の1の(5) 感染症に係る医療の提供の考え方
3		感染症対策連携協議会	流行初期においては、情報が乏しく手探りでの対応を強いられる中、医療機関が集まり、対応方法等に係る勉強会や情報交換を行うことが有効である。		
4		感染症対策審議会	医療機関の不安軽減のための協議の場の設定に関する取組について、 <u>実施主体など、より具体的に記載した方がよいのではないか。</u>		
5	医療措置協定	パブリックコメント	医療機関の機能別に結ぶべき医療措置協定が一目でわかるような <u>図や表の記載を求めたい。</u>	今後、 <u>協定締結医療機関リストを別途作成し、県ホームページ等での周知を図っていく上での参考とさせていただきます。</u>	P18 第4の3 機能・役割に応じた新型インフルエンザ等感染症等対応に係る協定の締結
6	高齢者施設等の感染対策	医療提供体制に係るワーキンググループ	コロナのクラスター対応において、施設への感染管理認定看護師派遣が効果的だったと感じている。変更計画においても <u>感染管理認定看護師派遣の取組を明記</u> していただきたい。	平時から関係機関や感染管理認定看護師等と連携し、必要に応じて <u>ゾーニング等の感染症対策の助言を行うことができる体制の確保</u> を図ってまいります。	P21 第4の6の(5) 外出自粛対象者及び濃厚接触者の療養生活の環境整備
7		パブリックコメント	施設内感染防止にあたっては、医療廃棄物／ごみ処理、食事提供、清掃提供、といった <u>バックヤード業務も極めて重要</u> である。そのような役割を担う業者と県がなんらかの協定を結ぶなど、 <u>医療機関を下支えする仕組みをつくることも重要</u> と考える。		
8	宿泊療養体制の確保	感染症対策連携協議会	新興感染症に対する不安がある中、 <u>宿泊療養施設の運営にあたっても当不安の軽減に努め、しっかりと機能させていく必要がある。</u>	コロナ対応時の実績を参考に、 <u>平時から運営業務マニュアル等の整備に努めるとともに、新たな感染症危機発生時には、医療体制の状況を踏まえつつ、対応する職員や資機材等を迅速に確保することにより、円滑かつ効率的な宿泊施設の運営に努めてまいります。</u>	P20 第4の5の(3) 宿泊施設の確保
9	患者移送体制の確保	医療提供体制に係るワーキンググループ	コロナ対応を踏まえ、 <u>外来患者の移送体制の整備（入院の必要までは無い患者の帰宅手段の確保など）</u> を図っていただきたい。	平時から、連携協議会等を活用し、 <u>消防機関や医療関係団体など関係機関と連携しながら、病原性や感染性等に対応した必要な車両の確保、民間事業者への業務委託等による体制整備</u> を図ってまいります。	P21 第4の7の(2) 感染症の患者の移送のための体制
10	後方支援体制の確保	感染症対策連携協議会	一般医療との両立を図るため、感染が落ち着いている地域が感染拡大している地域のバックアップに努める体制の構築など、 <u>地域の実情を踏まえながら医療機関間の連携を強化していく必要がある。</u>	<u>後方支援体制の確保を図った上で、医療機関間の連携についても促進し、一般医療との両立を目指してまいります。</u>	P19 第4の3の(5) 後方支援体制の確保
11	医薬品の確保	医療提供体制に係るワーキンググループ	新たな感染症危機発生時の医薬品の備蓄、供給等についても計画上に記載していただきたい。	新型インフルエンザ等感染症等の汎流行時には、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、必要な医薬品の備蓄又は確保を行うとともに、その他の医薬品の供給及び流通が円滑に行われるよう、国の方針を踏まえ、県医薬品卸業協会など関係機関と連携しながら必要な調整に努めてまいります。</u> また、県民に対しましても、自宅療養に備え、 <u>医薬品や食料品等の生活必需品の備蓄に努めるよう呼びかけてまいります。</u>	P22 第4の8の(3) 一般の医療機関における平時及び患者発生時の医療提供 P21 第4の6の(8) 外出自粛対象者等の療養生活の環境整備
12		感染症対策審議会	コロナ対応時を踏まえ、 <u>解熱鎮痛薬など、医薬品の備蓄・供給体制を確保する必要がある。</u>		

No.	区分	御意見の要旨		県の考え方及び計画への反映状況等	該当部分
13	検査体制の確保	感染症対策連携協議会	コロナでの経験を踏まえ、 <u>検査体制の確保を図る必要がある。</u>	新型インフルエンザ等感染症等のまん延時に備え、 <u>検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関等との協定締結等により、検査体制の確保を図ってまいります。</u>	P25 第6の(2) 検査の実施体制等
14	保健所の体制確保	感染症対策連携協議会	保健所における人員受入体制の整備も重要。IHEAT等が保健所業務を支援するにあたり、住民からの問い合わせ等にも対応することになるため、電話応対マニュアル等を整備する必要がある。	保健所においても、 <u>受入体制の整備など、健康危機対処計画に基づき、平時からの計画的な体制整備を進めてまいります。</u>	P12 第2の8の(4) 保健所の体制の確保
15		パブリックコメント	保健所と関係機関との緊密な連携について、例えば、 <u>感染対策向上加算制度に係るカンファレンス等の場を活用する</u> といった具体的な記述も必要ではないか。	感染症に係る地域の医療提供体制の確保を図るため、 <u>感染対策向上加算制度に係るカンファレンスや保健所主催の研修及び訓練等を活用し、</u> 平時から、 <u>感染症指定医療機関や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など医療関係団体及び市町村との緊密な連携に努めてまいります。</u> (素案を修正)	P22 第4の8の(4) 一般の医療機関における 平時及び患者発生時の医療提供
16		パブリックコメント	保健所において、 <u>感染管理認定看護師など感染症の医療現場に精通した人材の確保が</u> 平時から重要と考えられる。また、 <u>どのように感染症対応人材を計画的に育成し確保するのか。</u>	保健所においては、 <u>平時から医療措置協定を締結した医療機関等の関係機関や感染管理認定看護師等と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染症対策の助言を行うことができる体制の確保を図るとともに、年1回以上の研修・訓練実施を目標として掲げ、保健所体制の確保に取り組んでまいります。</u>	P27 第7の2の(4) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
17	人材育成	感染症対策審議会	人材育成に当たっては、研修会、講習会に加え、 <u>関係機関と連携した訓練の実施により、実際に自ら行動する機会を設けることが必要である。</u>	新たな感染症危機に備え、 <u>感染症対応人材の育成が重要であるため、県においてもコロナ対応を踏まえた感染対策等の研修・訓練等を実施してまいります。</u> (素案を修正)	P27 第7の2の(7) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
18	情報提供	感染症対策審議会	新たな感染症危機発生時には、 <u>適時適切な情報提供が重要である。</u>	新たな感染症危機発生時には、 <u>情報集約、関係機関への適時適切な情報提供、県民への周知広報、総合調整、業務の効率化等</u> を図ってまいります。 (素案を修正)	P6 第1の5の(6) 県の役割等
19	教育関係	感染症対策審議会	新たな感染症危機発生時の <u>学校の役割・取組について、さらに具体的に示していただきたい。</u>	学校等教育・保育施設等の管理者は、 <u>その時々</u> の国の対応方針や県の行動要請、 <u>注意喚起等を踏まえた適切な感染対策を講ずるとともに、県等から提供される感染症情報の職員等への周知に努めていただきたい</u> と考えております。 (素案を修正)	P8 第1の10の(1) 施設等の管理者の果たすべき役割
20	人権の尊重	感染症対策審議会	新たな感染症危機発生時には、 <u>感染症患者等の人権の尊重が重要である。</u>	感染症に関する個人情報の保護に十分留意し、 <u>感染症に対する偏見や差別により患者等の人権が損なわれることのないように、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じた感染症に関する正しい知識の普及啓発、偏見や差別防止のための注意喚起等を行うとともに、患者等に対する差別的取扱い等の実態把握、情報の収集や提供、相談支援等</u> を行ってまいります。	P5 第1の3 感染症患者等の人権の尊重
21	社会経済活動との両立	感染症対策審議会	子どもが罹患し、保護者が仕事を休まなければならない場合の休業補償など、 <u>社会経済活動に関する観点も必要ではないか。</u>	本計画は、 <u>感染症法に基づき、感染対策に主眼を置いた内容となっておりますが、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県行動計画において、令和6年夏頃に示される政府行動計画を踏まえながら検討してまいります。</u>	—